

質 問 回 答 書

令和8年7月10日

物品調達（水素吸蔵合金タンクユニット（リース））に関する質問について、以下のとおり回答します。

番号	部位、 部品等 の名称	質問事項	回答
1	書類 全般	賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよいか。	左記の場合、物件の売主等の業者に再委託して差し支えありません。 なお、保守は当センターが売主と協議し対応します（仕様書参照）。満了時の物件撤去については当センターが別途費用を負担して行うこととしており（回答 No. 14 参照）、賃貸人が提供する業務に含まれません。
2	同上	No.1 の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないか。（当社の発注は法的には再委託にはならないが、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよいか。）	左記の発注によることで差し支えありません。なお、質問文最後の部分のカッコ内については上記 No. 1 の回答のとおりです。
3	同上	予算削減等の影響により、過去、実際に契約を解約又は変更等を実施したケースはあるか。	ありません。
4	同上	受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の	入札の周知の 16（4）に記載の場合（回答 No. 19 参照）を除き、左記の場合は、別途協議に応じます。

		残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料の負担について別途協議いただけるか。	
5	同上	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にて負担いただけるか。もしくは別途協議いただけるか。	左記の場合は、別途協議に応じます。
6	同上	本業務について、現時点では納入期限までの完了を予定しているが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけるか。(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がある、と、入札参加が困難です)	受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課すことはありません。 なお、その場合の賃貸借期間の調整や遅延期間分の賃借料の取扱いについては、別途協議に応じます。
7	同上	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により代替品を提供する必要がある場合、その費用については別途協議いただけるか。	左記の場合は、別途協議に応じます。
8	同上	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合は受注者は免責としていただけるか。	左記の場合は、受注者は免責とします。
9	同上	賃貸借契約書の書式は、受注者所定のリース契約書式にて契約を締結していただけるか。	原則として、当センターが指定する様式（山口県が使用する「物品賃貸借契約書（複数年用）」）によることとしており

10	同上	本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形があれば、入札前にいただけるか。	ます。当該契約書ひな形は、各入札参加予定者様へ担当者からお送りします。 なお、契約書ひな形の条項には、仕様書や本回答の内容と合致しないもの（保守や物品の返還に要する費用の負担など）がありますが、仕様書及び本回答の内容が優先するものとし、契約締結時に所要の修正を加えます。
11	同上	賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）でよろしいか。	物件に係る税務上の取扱いについては、課税庁に確認してください。
12	同上	契約期間終了後、延長契約（再リース）を締結する予定はあるか。	延長契約となる可能性があります。その場合の料金等は別途協議を行います。
13	同上	延長契約（再リース）に移行する場合、同延長料金の金額は、別途協議をお願い出来るか。	
14	同上	賃貸借期間満了後に物件を使用しない場合における物件の取り扱いについての質問です。 発注者の費用負担にて、弊社の指定場所まで物件の返還を行っていただけるか。	契約期間満了後における物品の撤去については、当センターが別途費用を負担して行う予定としています。 指定場所が著しく不合理な場所でなければ問題ありません。
15	同上	物件に付保する保険は一般的な動産総合保険（時価ベース）でよろしいか。	一般的な動産総合保険（時価ベース）で差し支えありません。
16	同上	仕様書に「保守については、借受人と売主の間で、別途協議するものとする」とあるので、本件は受注者の業務内容に保守は含まれない契約との認識でよろしいか。	お見込みのとおりです。
17	同上	「保守については、借受人と売主の間で、別途協議するものとする」とあるので、物品仕様書に記載されている保証期間の対応や故障時対応等は、発注者が直接売主と交渉協議するもので、受注者の負担ではないとのことよろしいか？	保証は保守に含まれません。従って保証に係る対応は賃貸人に求めますが、これを適切な方法で売主等に実施させることは差し支えありません。（回答 No. 1 及び 2 参照）

18	同上	本入札案件は議会の承認がなされたうえで指名をいただいた入札案件ですか。	本実証事業は地方独立行政法人である当センターが国（環境省）から直接受託して実施しているものであり、山口県議会の承認を要するものではありません。 また、本件入札の実施形態は入札の周知文に示しているとおり制限付き一般競争入札です。
19	同上	議会の承認がなされた入札案件であった場合、予算は賃貸借期間での設定でしょうか、それとも年度ごとに都度予算設定されるものですか。 予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、発注者は契約を解除することができますとありますが、そのようなことが発生する事情とはどのような事情があり得るでしょうか。可能な限りの想定でけっこうですので教えてください。	本実証事業は令和11年度末までを事業計画期間として環境省から採択を受けていますが、環境省との委託契約は年度ごとに締結します。従って予算は年度ごとに設定されます。 予算都合その他やむを得ない理由により契約解除が発生する場合については、委託元である国（環境省）の予算が確保されない事態等です。